



輸入原木の減少や原木の他県への移出等により、地域での供給が不安定な原木確保に苦慮する製材工場を踏まえた製材工場への配慮願いたい。

近年材価が低迷している中、国有林は計画生産による現状を改善し、林業全体の経営環境を下げている。国有林を圧迫する民有林をはじめ、消費拡大策をとらねばならないまま製材工場の規模拡大のみを続けると、国内の産地間競争に陥ってしまう。

世界経済の動向を見るに資源の少ない日本がこれからどうのうになつていくのか非常に心配。森林から供給される木質資源は国内で生産できることから、きちんと守り育てて、資源は国へ供給すべき。

国産材利用の推進が各地で多面的に結実・推進され、加工待ちを経て今後も地域振興を含め官民一体化が必要ではないか。

家を建てるのなら国産の、出来れば自分にゆかりがある土地の木材を使えたたら良いいと思う。国産材のある施設を打ち出しつつ、國産材を使うことにメリットがあることをアピールすべき。

本計画において、「地域における木材の安定供給体制の整備等が促進されるよう、引き続き持続的な計画的な供給に努める」

近年、これまで利用が低位であつた間伐材等の供給を増やすために、木も必要で、あり活性化を活用し供給する一方で、一般材については民間材の木産材市場、「民有林・需給動向」のPRの展開、大いに国産材の木産材の供給を増やすことが価格の維持には民間材についても必要です。また、産地銘柄の形成、国産材の安定供給などにより木材の需要先へ直送するよう進めています。

本計画において、林産物等の販売として「持続的・計画的・方針の下で、安定期的な需要を確保しつつ、市場への販売等を推進する委託を請け負う」とともに、また、曲がり新規需要開拓と並行して、木材市場等を活用し、木材供給を国産材安定供給にかかる民有林との連携を通じて提供することとしています。

本計画において、「民有林・国有林一体となつた產地銘柄の形  
成、國産材のPRの展開、需給動向の情報交換等による木材の安  
定供給や國産材の需要拡大に寄与することとする。」としていま  
す。

2 本計画は国有林野の管理経営に関する事項について記述するところです。	2 本計画において、「国有林には再生可能な豊富な森林資源があることから、二酸化炭素の排出抑制に資する木質バイオマスの利用が低位な木材の有効利用の観点からもその用に供給することの促進のため、利用をより広くしていきます。	2 本計画において、「国有林の保健・文化・教育的利用に積極的に資するところとして、森林を用いて高齢者を対象とした支樹木等の設置による森林の観察や森林教室の開催等を通じて、森林の魅力を発揮するための活動を実現します。また、森林の美しさを保護するための活動を実施するなど、森林の保護活動を推進します。
3 世界的な資源競争や石油資源の枯渇等を考えると、バイオマス燃料の利用はこれから非常に重要になり、森林を用いて供給を果たすべき。	3 国有林の中を散策するための遊歩道や、体力のない小さなお子様も楽しめる傾斜の緩やかな歩道をたくさん造ってほしい。 （2）林産物等の販売 4 国有林野の活用に関する基本的な事項(1項目) （1）国有林野の活用の適切な推進 （2）公衆の保健のための活用の推進	3 国有林野の管理経営については、簡素な組織・要員の下で効率的に運営され、伐採、造林等の実施工業者に委託する形態が一般的に行なわれています。また、伐採後は、伐倒木の搬出や整備、NPO、NGO等の団体による森林の保護活動が行われています。

2	託して行うこととしています。林産物の販売等による収入確保を図る一方、実行体制の効率化を図ることなどに新規借入金をゼロとします。	2	国有林野事業に当たつては、地域の意見を听いた上で地域管理計画等で属地的方針及び施設により持続可能な森林経営を定め、これに基づき、組織等で計画的な事業実施に取り組んでいます。また、造林、保育、伐採などの事業の実施はもともと監督、検査の実施による評定評議会等で属地的方針及び施設により持続可能な森林経営を定めます。	2	国有林野事業の実施に当たつては、職員による請負事業体の監督、検査を行うとともに、併せて、林業事業体の経営基盤を強化する目的で、公益的機能の維持増進を目的とした事業を適切に実施するように努めます。	2	本計画において、機能別区分を示し、また、その区分毎の管轄範囲（森林計画区）ごとの自然的特性を勘案しつつ、適切な施策を推進する計画を定めています。一方、長期的な収支を見通しについては、国有林野事業は特別会計の下で管理運営を行っていくことを踏まえ、一定の条件で試算をしているものです。
2	国有林野事業における伐採に関しては、事業体の作業状況のチェックを厳しくして、違法な伐採を放置すべきではない。	2	收穫調査の指定調査機関への委託や、伐採、造林等の実施行為の全てを民間事業者に委託して行うことがべき。	2	植林、間伐等の森林整備に携わる人々が、利益だけを考える目的に作業にあたつては、木そのものの目的が損なわれる必要があるので、変わらない目的のもとで管理する人が必要だ。	2	長期的な収支の見通し
3	收穫調査の指定調査機関への委託や、伐採、造林等の実施行為の全てを民間事業者に委託して行うことがべき。	4	植林、間伐等の森林整備に携わる人々が、利益だけを考える目的に作業にあたつては、木そのものの目的が損なわれる必要があるので、変わらない目的のもとで管理する人が必要だ。	5	収支の試算は意味がないのではないか。それよりも計画の理念となるべき森林の将来像が先に描かなければならない。	6	長期収支の見通しにおける試算の前提条件である伐採量や更新量については、第三者機関の意見を反映するなど明確かつ十分な説明が必要ではないか。
	(3) その他事業運営に関する事項						

7 林野庁職員では森林の管理ができないので、地元の林業関係者やNPOを中心とした団体へ委託事業を発注するべき。

国有林野の管理経営については、「国民の森林」として國が行うことをじょうな中で、「伐採、造林等の事業の実施行為は、民間事務に全面的に委託する」とともに、「地域の特性を活かしながら森林等を推進する」としてNPO等と協働・連携し「森林管理等を推進すること」とのとの間に森林行政との連携を図りつける計画的・安定的な事業の発注等に努め、その育成整備を図ることとしています。

4

8 林業事業体の育成強化については、地域性を考慮した育成策を講じることが重要である。

2

9 林業事業体の育成にあたっては、地方公共団体と十分に連絡・調整を図り、それぞれの地域の実情に応じた強化手法を講じるべき。

3

10 GISを活用した効率的な施業の推進を進めていることなく、民國連携の観点からも静岡県のように外部にも情報を開示していただきたい。

4

11 森林の公益的機能の維持・増進を図りつつ木材の安定供給を図るため、適切な森林施業を担うる地元の事業体を育成、森林の特徴・林業等を教習し、森林事業体の育成に向け、民有林とも連携し技術を有する林業事業体の育成を入れるべき。

2

12 林業事業体の育成のために、技術の支援や情報提供は必要なことだと思いますが、安定的な発注を通して事業体を育成、どういった印象を受けた。そういう意味で、計画の中に事業体の育成を入れる必要はないと考える。

3

本計画において、「流域の森林整備等を担う林業事業体についての把握や関係行政機関との調整が必要なことから國が行うことをじょうな中で、「伐採、造林等の事業の実施行為は、民間事務に全面的に委託する」とともに、「地域の特性を活かしながら森林等を推進する」としてNPO等と協働・連携し「森林管理等を推進すること」とのとの間に森林行政との連携を図りつける計画的・安定的な事業の発注等に努め、その育成整備を図ることとしています。

4

同上

3

GISで使用しているデータの民國相互の利用につきましては、共通の形式、提供体制の継続性などを踏まえつつ今後の検討課題とします。

4

本計画において、「流域の森林整備等を担う林業事業体についての把握や関係行政機関との連携を図りつける計画的・安定的な事業の発注等に努め、その育成整備を図る」ことなどとしています。また、「林業事業体の向上や安全管理の強化による品質の確保等の観点からも、「林業とともに、高効率、低コストな作業システムの定着や低コスト造林の開発、導入を図り、国有林事業の実施を通じて、民有林への普及に取り組むこととしています。

2

本計画において、「流域の森林整備等を担う林業事業体についての把握や関係行政機関との連携を図りつける計画的・安定的な事業の発注等に努め、その育成整備を図る」ことなどとしています。また、「林業事業体の向上や安全管理の強化による品質の確保等の観点からも、「林業とともに、高効率、低コストな作業システムの定着や低コスト造林の開発、導入を図り、国有林事業の実施を通じて、民有林への普及に取り組むこととしています。

国有林野事業が安定的、効率的な経営を行うためには、経営基盤の強い林業事業体を育成することが重要です。また、経営基盤の強い林業事業体の育成は林業政策全般から見ると重要です。そのため、事業体の発注は一般競争入札で行われるところであり、なお、事業体に安定的かつ計画的に発注を行います。

1.3 今後の循環型林業を語る上で素材生産事業体の存在意義が益々重要だと思われます。故に素材生産事業の実態調査、支援、指導をすべき。

3 国有林野事業が安定的、効率的な経営を行なうためには、経営基盤の強い林業事業体を育成することが重要です。また、経営基盤の強い林業事業体の育成は林業政策全体から見ても重要なことです。

## 6 その他国有林野の管理経営に関する事項(15項目)

1	国有林におけるこれまでの経験を踏まえ、県や地域の森林所有者等に対する指導を行うべき。	2	実践的な技術開発を行っている都道府県の林業に関する試験研究機関等との連携を強化し、全国的にその成果をフィードバックできる仕組みを構築すべき。	2	国有林の運営の下に国有林の有する多様技術寄付業低定着率を高め、地域間伐や路路網と高性能能着や、機械を組み合わせたコストトロリムの実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組むこととしています。	2	本計画において、「産学官の連携の下に国有林の有する多様技術寄付業低定着率を高め、地域間伐や路路網と高性能能着や、機械を組み合わせたコストトロリムの実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組むこととしています。	2	本計画において、「産学官の連携の下に国有林の有する多様技術寄付業低定着率を高め、地域間伐や路路網と高性能能着や、機械を組み合わせたコストトロリムの実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組むこととしています。	2	本計画において、「産学官の連携の下に国有林の有する多様技術寄付業低定着率を高め、地域間伐や路路網と高性能能着や、機械を組み合わせたコストトロリムの実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組むこととしています。
(1) 人材の育成	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	
(2) 林業技術の開発普及	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	





	つて公共の福祉を増進するごとにあります。本計画に基づく業務と協力は欠かせないと円滑に推進するたために、労働組合の理解と協力を得る必要があります。	
その他(13項目)		
1	1 國民の安心・安全のための公益的機能の発揮や林産物の特徴的な供給、地域産業の振興等の国有林の役割をより適切に果たすためには、国有林の二分化は行わず、國による管理経営体制を堅持すべき。	4
2	2 地球環境問題や大型化する災害に対応するため森林資源の充実が求められており、國の職員の配置を増やし、技術の継承、指導に当たるべき。	4
3	3 基本計画(案)の公告・縦覧については國民の意見を広く求めるため十分に考慮すべき期間を設けるべきではないか。	4
4	4 国有林野の管理経営を担う林野庁の体制について、その検討に当たっては第169回通常国会における衆参両院での附帯決議に基づく内容とするべき	4
5	5 国有林野事業の一般会計化・独立行政法人化の検討にあたっては、1年前倒しせず、慎重に検討すべき。	4
6	6 経済的理由から森林整備が出来ない地域については、水源林造成事業等と一緒に国による治山事業等により、林整備を行なうべき。	4

公的機関が主体となって整備・保全を行っており、これを国が助成しております。

NPOにおいて、その活動にご苦労されていることなどあります。NPOは、自立的活動への直接的な経費の支出は困難であり、ファイアルド提供等の支援に限られることについてご理解をお願いします。

造林放棄森林を国有地化することについては、森林所有者が森林を伐採し収入を得た上で後は放棄したことから、政策として慎重な検討が必要であると考えます。

本計画は国有林野の管理経営の基本的な方針を定めるものであります。從来より公益的機能の維持増進をとした方針の一つとして位置づけたところです。

本計画の策定に当たっては、将来世代のための地球温暖化防止や生物多様性の保全等のニーズの高まりなどを考えます。出来ることうした中で、公益的機能の維持増進を旨として、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、これらの機能類型区分毎の管理経営の考え方方に則して、流域(森林計画区)ごとの自然的特性を勘案しつつ、適切な施業を推進することとします。

本計画の計画事項にははじまないと考えられます。なお、国有林野事業の推進に当たって、公益林の管理や間伐等の森林の手入れに繰り入れて行っています。

国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の維持増進を旨として、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域産業の振興等を目的とし、今後とも森林吸収源対策を積極的に推進する事と、國有林野事業の活動を通じて地域産業の振興にも取り組むとともに、國有林野事業に参ります。

他の類似の計画においてもこのようない文書にしての管理経営を推進するに当たります。なお、國民の森林としての森林をどのようにするにあたります。

7 NPOで森の復元・再生活動を行っているが、他の団体も景気の低迷や参加者の高齢化などから継続的な活動が見込める現状にある。このたため地盤などの危険な作業を委託する費用や、ガソリン代などの経費の補填をしていただきたい。

8 地域に必要な森林の壳払を積極的に推進することも必要であるが、全国的に問題となつている造林放棄森林の積極的な国有化を進め、國として国土の保全を図つていただきたい。

9 森林の公益的機能や生物多様性を重視する国有林野事業の基本理念が実際の国有林の管理運営に生かされるようなる科学的基本根拠に基づく基本計画を策定されることを強く要望する。

10 社会ニーズはその時代ごとに大きく変化することを認識した上で、普遍的な森林の価値を損なわないよう、森林の管理経営の機能を低下させない事と信じる。

11 県では森林税等を集めているが、広く薄くお金を集め森林の手入れ、育成を行うことは賛成。

12 今后の林政にあたり、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、森林吸収源対策の推進はもとより、地域森林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分に寄与出来る組織と体制とを要望する。

13 文章による計画は一般人には読みにくい。

よりわかりやすい表現など、一層ご理解を頂けるよう努力  
していきたいと考えています。

